

運転免許試験事務処理要領について（概要）

（平成31年 3月28日 鹿免試第49号）

本通達は、自動車等の運転免許試験及び同試験の事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 試験課における運転免許試験事務処理
- 奄美署における運転免許試験事務処理
- 署等（奄美署を除く。）における運転免許試験事務処理

等である。